

## 生徒心得

学校という一つの集団社会の中で、一人一人、お互いにその能力を最大限に伸ばし、円滑な生活を送るためには、集団のルールが必要になる。校則や心得は、そのようにならねらうをもって定められている。

### 1. 服装

(1) 本校は次のように校服を定める。

#### (ア) 学校指定品

男子：濃茶ブレザー、スラックス (冬・夏)、ネクタイ

女子：濃茶ブレザー、スカート (冬・夏) またはスラックス (冬・夏)、ネクタイ

※女子のリボンは希望者のみ (リボンは43期生より)

ただし式典の際にはネクタイを着用する。  
※バッジ (校章) をブレザーの定められた位置につける。

(イ) Yシャツは白地。線や柄入りは認めない。

(ロ) 登下校時はブレザーを着用する。その際、ネクタイ (リボン) を必ず着ける。

(ハ) 11～3月はブレザーの下にセーター・ベスト・カーディガンの着用を認める。

その場合、派手な色や柄のものは避ける。  
(ニ) ブレザーを着用せずにセーター・ベスト・カーディガンだけでの登下校は認めない。

(ホ) スラックスのすそ巾、スカートの丈・ステッチ等は勝手に手を加えない。

(2) 夏期 (6月1日～9月30日) の略装について

(ア) 男女共に白の開襟シャツ、白のブラウス、白紺のポロシャツを可とし、ネクタイ (リボン) をつけなくてもよい。ポロシャツのワンポイントは認めるが、襟などの線や柄入りは認めない。  
(イ) Yシャツ等の上にはベストを着用してもよいが、派手な色や柄のものは避ける。

(ウ) 夏期間の前後1ヶ月 (5月と10月) に限り寒暖に応じて、夏の服装に準じてもよい。ただし、ブレザーを着用したら、ネクタイ (リボン) は必ずつける。

(3) やむを得ない事情で校服が着用できない場合、あらかじめ願ひ出て、許可を得て、控えを携帯すること。

(4) その他の服装 (オーバー、レインコート、靴等) については、特に指定しないが、常に高校生としての品位を保つよう心掛けること。

(5) 校内履きについては、本校指定のものを用いる。  
2. 登校・下校

(ア) 始業の予鈴 (8時25分) までに登校する。

(イ) 登校後、下校時までは校外に出ることを禁ずる。  
(ロ) バイク・四輪車の通学は認めない。

(ハ) 自転車通学をする場合、自転車通学許可申請書を提出し、学年別のステッカーを交付してもらい自転車に貼り、決められた場所に駐輪すること。また、生徒手帳の後ろに掲載されている「自転車に乗る時の心得」「自転車の安全な通行」をよく読み、交通安全と通行マナーに配慮すること。

(ニ) 欠席・遅刻・早退があらかじめわかっている場合は、事前に届ける。当日の場合は、学校に電話

連絡をし、後日、速やかに所定の届け出をホーム  
ルーム担任に提出する。

### 3. 休業中の登校

(ア) 登校する生徒は必ず校服着用のこと。私服での  
登校は禁止する。

(イ) 校舎内外を汚さないように注意し、下校時には  
後片づけをきちんとして下校する。

(ウ) ビン・カン・ペットボトル・発泡スチロール類  
は持ちこまない。

(エ) 夏季休業中のゴミステーションは、割当てられ  
た部が責任を持って清掃する。

### 4. その他 留意すべき事項

(ア) 始業・下校・諸集会などの時間を厳守する。

(イ) 頭髪・装身具等は常に本校生徒にふさわしい品  
位を保ち、華美にならないよう配慮する。

(ウ) 販売行為に類することは禁止する。

(エ) アルバイトは原則として禁止する。